

板橋区ファミリー・サポート・センター会則

- (名称)
第1条 本会は、板橋区ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）という。
- (事務所)
第2条 センターは、事務所を板橋区本町2-4番17号子ども家庭総合支援センター内に置く。
- (センターの目的)
第3条 センターは、地域において育児援助を行いたい者（以下「援助会員」という。）と育児援助を受けたい者（以下「利用会員」という。）を組織化して育児援助活動（以下「援助活動」という。）を行うことにより、安心して子育てができる環境づくりに資することを目的とする。
- (センターの業務)
第4条 援助活動は会員制で行い、援助会員と利用会員で構成する。
- 2 センターは、援助会員及び利用会員（以下「会員」という。）の募集、登録に関する事務を区と協力して行うほか、援助活動を支援するため、次の業務を行う。
- 1 援助活動についての会員からの相談に関する業務
 - 2 援助活動の調整に関する業務
 - 3 援助会員の講習及び交流に関する業務
 - 4 事業の広報に関する業務
 - 5 その他センターが必要と認める業務
- 3 センターに代表者1名を置く。
- (会員登録資格)
第5条 会員は、センターの目的及び援助活動の意義を理解し、区に登録承認された者とする。
- 2 援助会員に登録できる者は、板橋区に住所を有し、この事業に熱意がある20歳以上70歳未満の健康な者で、医師、保健師、看護師、助産師、幼稚園教諭又は保育士の資格を有する者若しくは児童の養育に係る資格として区長が認める者又は平成27年4月1日以降に板橋区やその他の自治体を実施する子育て支援員を養成するための講座で必要な講習を受講し、修了証書の交付を受けた者又は令和4年4月1日以降に板橋区が実施する子育て支援者認定研修を受講し修了した者。
- 3 利用会員は、第11条第2項に規定する援助活動の対象となる児童を有し、育児援助を希望し、この事業に理解がある板橋区に住所を有する者とする。ただし、区長が特に必要と認める場合はその他の者も対象とすることができる。
- (入会及び会員登録)
第6条 センターの会員になろうとする者は、センターが定める手続きに従い、援助会員又は利用会員として会員登録を行わなければならない。
- 2 区は、会員に対して会員証を発行する。
- 3 会員の会員番号の構成は、別表1による。
- 4 援助会員の会員証については、3年毎に更新するものとする。
- (会員資格の喪失)
第7条 会員は、次の各号の一に該当したときは、当該会員の資格を喪失する。
- 1 区長に退会の申し出をしたとき。
 - 2 会員が板橋区外に転出したとき。
 - 3 援助会員が満70歳に達した日以後の最初の3月31日が到来したとき。ただし、継続して活動中の援助会員で、70歳以降も引き続き安全な援助活動が可能

と区長が認めた者については、活動を継続することができる。

- 4 援助会員が、最後に活動した日以後3年間活動がないとき。
 - 5 利用会員の登録した児童が第11条第2項に定める児童に該当しなくなったとき。
- 2 センターは、次の一に該当したときは、会員の資格を喪失させることができる。
- 1 会員としてふさわしくない行為があったとき。
 - 2 会員が次条に定める義務に違反したとき。
- 3 会員は、資格を喪失したときは、直ちに会員証を返還しなければならない。
- (会員の義務)
第8条 会員は次に掲げる義務を負う。
- 1 援助活動を通じて知り得た会員又はその家族の秘密を他に漏らしてはならない。会員でなくなった後も同様である。
 - 2 援助活動を通じて物品の販売若しくはあっ旋又は宗教活動若しくは政治活動等を行ってはならない。
 - 3 入会の申し込み以降に申し込み内容に変更があった場合は、速やかにセンターに届け出なければならない。
- 2 援助会員は、前項の義務に加え次に掲げる義務を負う。
- 1 援助活動中の児童の安全確保に努めなければならない。
 - 2 援助活動中の児童に異常を認めたときは利用会員に連絡するとともに、状況に応じた適切な処置をとらなければならない。
 - 3 援助活動を行う児童は、援助会員1人につき1人を原則とする。ただし、援助活動を行う児童の兄弟姉妹1人については、援助会員が同意した場合に限り、当該援助活動を行う児童に加えて受け入れを可能とする。
 - 4 育児援助活動報告書は、活動月の翌月速やかにセンターへ提出しなければならない。
 - 5 援助活動中は常に会員証を携帯し、利用会員その他関係者から請求があったときは、これを提示する。
- 3 利用会員は、第1項の義務に加え次に掲げる義務を負う。
- 1 利用が不確定な予約及びこれによる予約の解除は慎まなければならない。
 - 2 援助会員に第11条に規定する援助活動以外の活動を要求してはならない。
 - 3 援助活動を開始する事前に協議及び確認した事項以外の活動を要求してはならない。
 - 4 援助活動を開始する事前に協議及び確認した事項に変更が必要な場合は、速やかに援助会員に連絡しなければならない。
 - 5 援助活動終了後に第14条に定める謝礼金及び第15条に定める実費を援助会員に支払わなければならない。
 - 6 援助活動に必要な物品等は、原則として利用会員が準備しなければならない。
 - 7 活動終了後は、育児援助活動報告書を確認し、氏名を自署しなければならない。
- (アドバイザー)
第9条 センターの事業を統括的に運営するため、センターにアドバイザーを置く。
- 2 アドバイザーは次の業務を行う。
- 1 センター事業の内容の周知及び啓発
 - 2 会員の募集及び登録
 - 3 会員の総括
 - 4 援助活動の調整
 - 5 会員間のトラブルの調整・相談

(6) 会員に対する講習会及び交流会の実施

(7) その他センターの運営に必要な業務

(地区の分割)

第10条 援助活動を円滑に行うために、板橋区の区域を分割する。

2 区域の分割は、別表2による。

(援助活動の内容及び対象)

第11条 援助活動は、児童の一時保育又は保育施設等への送迎について、利用会員が希望する時間で、援助会員が活動可能な時間に行うものとし、宿泊をとまなわないものとする。活動時間については、1回の活動が1時間以下の場合には1時間とし、1時間を超えた後は30分を単位とする。

2 援助活動の対象となる児童は、出生後から12歳に達する日以降の最初の3月31日までに利用会員が登録した児童で、利用可能期間は生後43日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までとする。

3 前項の規定にかかわらず、援助会員が対象児童の身体の状態等により援助活動が困難と判断したときは、援助対象から除くことができる。

(援助活動の申込み及び紹介)

第12条 利用会員は、援助を受けようとするときは、センターに対し、利用の申込みをする。

2 センターは、利用会員が求める援助活動の条件に合う援助会員の紹介・調整をする。

3 援助活動の実施にあたっては、紹介を受けた援助会員と利用会員とで、援助の内容等について、原則として援助を行う場所で事前に協議及び確認しなければならない。

4 アドバイザーは、前項の協議が不調となった場合は、利用会員に別の援助会員を紹介する。

(事前協議及び事前協議謝礼金)

第13条 利用会員は、事前協議時に事前協議を行う曜日・時間帯により、別表3に定める謝礼金の1時間分を援助会員に事前協議謝礼金として現金により支払うものとする。ただし、その援助が援助会員の都合により取り消しになった場合は、支払われた事前協議謝礼金は利用会員に返金することとする。

(謝礼金)

第14条 援助を受けた利用会員は、援助活動に対する謝礼金を援助活動終了後、援助会員に現金又はすくすくカードで支払わなければならない。ただし、「養育支援訪問事業」の利用料免除対象となった者を除く。

2 謝礼金の基本金額は別表3による。

3 謝礼金の基礎となる時間については、援助会員が援助活動を開始した時から、援助会員が利用会員若しくは利用会員が指定する者へ、児童を引き渡した時までの時間とする。ただし、援助会員宅以外の援助の場合には、援助会員の自宅からその場所に向かうまでの時間も活動時間とする。また、児童引き渡し後、援助会員が帰宅するまでに要する時間が30分を超える場合は、帰宅までを謝礼金の基礎となる時間とする。

4 計算した時間が、1時間以下のときは1時間とし、1時間を超え、1時間未満の端数があるときは、その端数が30分以下のときは0.5時間とし、30分を超えるときは1時間とする。

5 0.5時間にあたる謝礼金の金額は、別表3に定める額の2分の1の金額とする。

6 第8条第2項第3号の規定により、2人に対して援助活動を行った際の2人目の謝礼金は1人目の半額とする。ただし、半額にした結果1円単位が5円の金額となった場合は、25円上乗せする。

(実費負担)

第15条 援助を受けた利用会員は、援助会員が援助活動にともなって立て替えた電車、バス、タクシー等の交通実費及び援助会員が賄った児童に対する飲食物の実費を負担しなければならない。

(キャンセル料)

第16条 利用会員は、援助の申し込み後、援助活動予定日前日21時以降に、その申し込みをキャンセルしたときは、1時間活動した謝礼金に相当する金額をキャンセル料として、援助会員に支払わなければならない。

(援助活動の報告)

第17条 援助会員は、援助活動終了後に育児援助活動報告書を作成し、利用会員の確認を受けるとともに、援助活動月の翌月速やかにセンターに提出しなければならない。(保険加入及び対応)

第18条 会員は、ファミリー・サポート・センター補償保険(以下「補償保険」という。)に一括して加入する。

2 補償保険料は区又は本事業を受託する事業者が全額を負担する。

3 必要に応じて、あらかじめ、利用会員に対し、別記第5号様式により「ファミリー・サポート・センター補償保険」の補償内容についての同意(同意書)を求めるものとする。

4 援助会員は、事故が発生したときは、直ちに児童の家族及びセンターに報告しなければならない。

(補 則)

第19条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、区とセンター代表者が協議して定める。

(付 則)

この会則は、平成12年4月1日から施行する。

(付 則)

この会則は、平成13年4月1日から施行する。

(付 則)

この会則は、平成14年7月1日から施行する。

(付 則)

この会則は、平成15年6月15日から施行する。

(付 則)

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

(付 則)

この会則は、平成19年6月20日から施行する。

(付 則)

この会則は、平成21年3月23日から施行する。

(付 則)

この会則は、平成26年4月1日から施行する。

(付 則)

この会則は、平成27年4月1日から施行する。

(付 則)

この会則は、平成29年4月1日から施行する。

(付 則)

この会則は、令和3年4月1日から施行する。

(付 則)

この会則は、令和4年4月1日から施行する。

(付 則)

この会則は、令和5年4月1日から施行する。